

令和7年12月17日
京都市建設局自転車政策推進室
(担当 和田・水谷 075-222-3565)

二条駅まちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者の募集要項 に係る訂正事項

令和7年12月12日（金）から募集を開始しております「二条駅まちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者の募集」につきまして、募集要項に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

記

(誤)	(正)
P. 3 2 駐輪場事業の内容 (2) 提案にあたっての基本的条件 ナ 事業者は、別紙1に示す既設の駐輪場の占用範囲を駐輪場用地として使用する。土地の使用に当たっては、京都市道路占用料条例（以下「占用料条例」という。）に基づく道路占用料を本市に支払うこと。 道路占用料については、近傍類似の土地の価格を基に算出された1m ² 当たりの金額に占用料条例が定める率及び自転車駐輪器具一式が占める面積を乗じて算出した額となり、道路占用許可日が属する月分から徴収することとする。 なお、年間の道路占用料は、 <u>約190万円／年</u> （令和8年度概算）となる見込みであるが、事業者の運営努力によってもなお駐輪場の運営継続に支障が生じると認められる場合など、本市が必要と認める場合は、年度ごとに収支等を審査のうえ、 <u>約120万円／年</u> （令和8年度概算）まで減額措置を適用可能とする。	P. 3 2 駐輪場事業の内容 (2) 提案にあたっての基本的条件 ナ 事業者は、別紙1に示す既設の駐輪場の占用範囲を駐輪場用地として使用する。 (略) なお、年間の道路占用料は、 <u>約510万円／年</u> （令和8年度概算）となる見込みであるが、事業者の運営努力によってもなお駐輪場の運営継続に支障が生じると認められる場合など、本市が必要と認める場合は、年度ごとに収支等を審査のうえ、 <u>約310万円／年</u> （令和8年度概算）まで減額措置を適用可能とする。